

議案第19号

倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則の改正について

倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則の一部を改正する規則

倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則（平成13年倉敷市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「者は」の次に「，館長に対し」を，「」に」の次に「添えて，」を加え，「書類を添えて，館長に」を「ものを提示し，又はその写しを」に改め，同条第1号から第3号までの規定中「の写し」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

提案理由

郵送貸出しサービスを希望する利用者の利便性を考慮し，手続きを簡易なものにするため，規則を改正するものである。

倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(利用の登録) 第3条 郵送貸出しを受けようとする者は、<u>館長に対し</u>所定の郵送貸出し登録申込書（以下「申込書」という。）に添えて次次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める<u>ものを提示し、又はその写しを提出</u>しなければならない。 (1) 前条第1号に掲げる者 身体障害者手帳 (2) 前条第2号に掲げる者 療育手帳 (3) 前条第3号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳 (4) 前条第4号に掲げる者 中央図書館長が必要と認める書類	(利用の登録) 第3条 郵送貸出しを受けようとする者は、所定の郵送貸出し登録申込書（以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める<u>書類を添えて、館長に提出</u>しなければならない。 (1) 前条第1号に掲げる者 身体障害者手帳<u>の写し</u> (2) 前条第2号に掲げる者 療育手帳<u>の写し</u> (3) 前条第3号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳<u>の写し</u> (4) 前条第4号に掲げる者 中央図書館長が必要と認める書類